

<p>件名</p>	<p>亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室</p>
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>平成28年4月から関幼稚園及び関保育園は、幼保連携型認定こども園「関認定こども園アスレ」となります。</p> <p>公立の幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」といいます。）については、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」（昭和32年法律第143号）の適用を受けることから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>（1）本条例の対象となる学校医等に、幼保連携型認定こども園の学校医等を加えることとします。 &lt;第1条関係&gt;</p> <p>（2）幼保連携型認定こども園の学校医等の災害が公務上のものであるときの補償を受けるべき者に対する通知等については、市長が行うこととします。 &lt;第2条及び第4条関係&gt;</p> <p>（3）本条例の施行に関し必要な事項のうち、幼保連携型認定こども園の学校医等に係る事項については規則で定めることとします。 &lt;第5条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第14号

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年亀山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第2条中「という。）」の次に「（幼保連携型認定こども園にあっては、市長。第4条において同じ。）」を加える。

第5条中「教育委員会規則」の次に「（幼保連携型認定こども園にあっては、規則）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。